

平成 24 年 度

事業 計 画 書

平成 24 年 4 月 1 日から  
平成 25 年 3 月 31 日まで

公益財団法人熊本県農業公社

# 平成24年度事業計画書

- I 農地保有合理化事業
- II 畜産公共事業
- III 新規就農支援事業
- IV 熊本県農業公園管理運営等事業
- V 他団体からの委託

# I 農地保有合理化事業に関する事業計画書

## 1 方針

農業は、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しています。

国は、こうした状況等を踏まえ「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月）を決定し、このなかで、「持続可能な力強い農業の実現」が掲げられ、農地集積の推進や新規就農の増大等に集中的に取り組むこととしたところです。

また、熊本県では、昨年3月に策定された「熊本県食料・農業・農村計画」において「夢を担う人材を育てる」ため、担い手への農地の集積等を進めることとし、具体的な方策として、①優良農地の確保②担い手への農地集積の推進③農地に関する情報の高度化を図るとされています。さらに、平成24年度においては、国が新たに取組む地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の策定等を進め、意欲ある担い手への農地集積を加速化させることとされています。

当社は、これらを踏まえ、農地保有合理化事業の「中間保有・再配分機能」を活かした農地の売買や貸借による担い手への農地集積を促進します。

また、農地利用集積円滑化団体との連携による利用権設定等の推進や県の農地集積加速化の取組みに連動した活動に積極的に取り組みます。

## 2 事業内容

- (1) 農地保有合理化事業の農地売買等事業による農地の買入、売渡による農地集積を図ります。事業実施に当たっては、通常の売買のほか、新規就農者や農業生産法人等への支援として割賦売買や一定期間貸付けた後売渡す事業を実施します。
- (2) 土地利用型の担い手の作業規模拡大のため、農作業受託に係る受託料金（5年分）の無利子での融資を行います。
- (3) 「熊本県農地利用集積促進協議会」の活動を通じて、農地利用集積円滑化団体（JA）との連携のもと、利用権設定等による農地の集積を支援します。
- (4) 新たに農業に取組もうとする人の就農相談活動を行う新規就農支援センターと情報共有化を図り、農地の相談に応じるなど人と農地の一体的な支援に取り組みます。
- (5) 県の農地集積加速化の取組みに連動した活動を行います。

### 3 農地売買等事業

#### (1) 農地売買等事業総括表

(単位：件、ha、千円)

		平成24年度			平成23年度			増減		
		件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
買入	農地	330	100.0	1,200,000	330	100.0	1,350,000			△150,000
売渡	農地	303	95.8	1,078,200	271	88.4	1,078,890	32	7.4	△690
借入	農地	10	5.0		3	1.5		7	3.5	
貸付	農地	10	5.0		3	1.5		7	3.5	

#### (2) 担い手支援タイプの事業

##### ① 一時払い型

(単位：件、ha、千円)

区分		平成24年度			平成23年度			増減		
		件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
買入	農地	290	75.0	1,000,000	300	75.0	1,100,000	△10		△100,000
売渡	農地	260	71.8	877,200	243	67.4	846,490	17	4.4	30,710

##### ② 分割払い型

(単位：件、ha、千円)

区分		平成24年度			平成23年度			増減		
		件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
買入	農地	10	10.0	100,000	10	10.0	100,000			
売渡	農地	9	9.0	99,000	10	10.0	110,000	△1	△1.0	△11,000

※平成23年度は担い手支援農地保有合理化事業としての計画

#### (3) 一般事業（県単独事業）

##### ① 売買

(単位：件、ha、千円)

区分		平成24年度			平成23年度			増減		
		件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
買入	農地	30	15.0	100,000	20	15.0	150,000	10		△50,000
売渡	農地	34	15.0	102,000	18	11.0	122,400	16	4.0	△20,400

##### ② 賃貸借（年々払）〔新農業者仮独立就農支援事業関連〕

(単位：件、ha、千円)

区分		平成24年度			平成23年度			増減		
		件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
借入	農地	10	5.0		3	1.5		7	3.5	
貸付	農地	10	5.0		3	1.5		7	3.5	

### 4 農作業受委託促進事業

(単位：件、ha、千円)

平成24年度			平成23年度			増減		
件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
	270.0			270.0				
20	54.0	100,000	20	54.0	100,000			

注：面積の上段は延べ面積  
下段は実面積

## Ⅱ 畜産公共事業に関する事業計画書

### 1 方針

平成23年度に計画樹立された熊本南部地区について、本年度から草地造成改良や施設整備を実施します。

熊本南部地区は、県内最大の水田地帯を擁しており、稲の飼料利用の進展、拡大に伴い畜産経営への自給飼料供給基地として年々その重要性が増しています。また、地域には比較的畜産経営が少ないことから地域外も含めた供給力の強化が求められています。また、地区内の山間部においては、遊休化した農地の畜産的な利活用が強く求められてきたところです。

そのため、水田地帯の自給飼料基盤としての機能強化と山間部における遊休化した農地の利活用をすすめるために必要な施設整備等を行うことにより、畜産と耕種の有機的な連携による飼料基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の育成強化を図ります。

この事業を県の指導、関係市町村、団体等の協力を得て、効率的な推進を図ります。

#### 畜産公共事業の概要

事業名	地区名	関係市町村	事業実施期	総事業費 (千円)注1	24年度事業費 (千円)注2
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	熊本南部	八代市 氷川町 球磨村	平成24年 ～ 平成27年	897,930	227,982
計				897,930	227,982

注1)総事業費は、平成24年2月末の数値である。

注2)総事業費には、附帯事務費及び建設利息を含まない数値である。

注3)24年度事業費には、附帯事務費及び建設利息を含む数値である。

補助率 国庫補助金 100分の50以内  
県補助金（基本・農業用機械）100分の10以内

### 2 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業

#### (1) 事業費総括表

(単位:千円)

区 分	24年度		23年度		増減
	事業費	地区名	事業費	地区名	
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	227,982	熊本南部			227,982
計	227,982				227,982

## (2) 熊本南部地区事業計画

(単位:千円)

区 分		熊本南部地区		
		平成24年度		
		事業量	事業費	
基本施設整備	草地造成改良	ha	39.1	31,280
	飼料畑整備改良	ha	0.99	3,200
	道路整備	m	1200	45,000
	雑用水施設整備	箇所	1	6,000
	排水施設整備	箇所	1	4,500
	施設用地造成整備	ha	0.4	8,000
	小 計			97,980
農業用施設整備	畜舎整備	箇所		
	飼料庫等整備	箇所		
	家畜排泄物処理施設	箇所	1	82,520
	家畜保護施設	箇所	3	14,000
	小 計			96,520
農 機 具 等 導 入		台		
測 量 試 験 費				11,500
工 事 雑 費				4,120
一 般 管 理 費				14,708
計				224,828
附 帶 事 務 費				2,472
計				227,300
建 設 利 息				682
総 計				227,982

### Ⅲ 新規就農支援事業に関する事業計画書

#### 1 方針

農業の担い手の確保は、地域農業の発展に重要な課題であり、担い手の就農形態も新規参入等、多様化しており毎年度就農相談件数も増加しているため、新規就農者の就農支援体制の強化が期待されています。

このため、当社は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づく熊本県知事指定の青年農業者等育成センターとして、①青年農業者や認定就農者等の活動支援、②就農計画、技術情報、経営方法の習得の情報提供、③無料職業紹介所、④就農支援資金貸付業務等、⑤その他青年農業者の育成事業を実施します。

さらに、熊本県農業会議と連携し、熊本県新規就農支援センターとして「農地」と「人」などの就農情報の一元化を図り、相談から定着までの一連の支援体制の機能を発揮します。

また、農業後継者育成基金の運用益事業として、①地域での就農定着を促進するための活動支援、②地域貢献の出来る青年農業者クラブ等活動支援、③県立農業高等学校農業クラブ等の行う地域貢献、活性化のための研究プロジェクト等への支援など、市町村、JA等関係機関、団体と連携を取りながら効率的、効果的に地域定着を促進する事業を推進します。

#### 2 事業計画

項目	事業名	実施主体(主な内容)等
1 基金運用益事業	[県域事業] ①県青年農業者クラブ課題解決活動助成事業 ②青年農業者海外研修助成事業 ③学校農業クラブ等地域課題解決活動助成事業 ④特定課題支援事業 [地域支援事業] ①地域新規就農者支援組織等活動助成事業 ②地方クラブ地域貢献活動事業	・熊本県青年農業者クラブ連絡協議会 ・国際農業交流協会等研修生等 ・県立農業高校学校農業クラブ等 ・九州ブロック会議等支援NPO法人等 ・地域単位新規就農支援会議等 ・地方青年農業者クラブ

<p>2 新規就農支援センター機能強化事業 (県補助金)</p> <p>(1) 就農支援活動の推進</p> <p>(2) 新規就農育成支援</p> <p>(3) 就農支援資金貸付等推進事業</p>	<p>①企画会議、 ②ホームページ更新 ③就農支援啓発資料等作成 ④無料職業紹介事業 ⑤就農相談員の巡回指導事業</p> <p>※ ①地域就農支援アドバイザー設置及び活動事業</p> <p>②就農・就業相談会等 県内及び東京都他</p> <p>③貸付等推進事業</p>	<p>・地域アドバイザー 11名</p> <p>東京、大阪、福岡、広島 福岡、熊本市など</p> <p>(単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="600 1066 1353 1451"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金名</th> <th colspan="2">収入の部</th> <th colspan="2">支出の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">県からの借入金</td> <td colspan="2">0</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貸付金</td> <td>研修資金</td> <td>109</td> <td>8,678,000</td> <td>6</td> <td>5,300,000</td> </tr> <tr> <td>準備資金</td> <td>22</td> <td>3,022,000</td> <td>1</td> <td>1,420,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>131</td> <td>11,700,000</td> <td>7</td> <td>6,720,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県への償還金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">13,702,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)貸付金の収入の部は、債務者からの償還金である。</p> <p>②償還業務</p> <p>③JA等業務委託事務推進</p>	資金名		収入の部		支出の部		県からの借入金		0		0		貸付金	研修資金	109	8,678,000	6	5,300,000	準備資金	22	3,022,000	1	1,420,000	計		131	11,700,000	7	6,720,000	県への償還金				13,702,000	
資金名		収入の部		支出の部																																	
県からの借入金		0		0																																	
貸付金	研修資金	109	8,678,000	6	5,300,000																																
	準備資金	22	3,022,000	1	1,420,000																																
計		131	11,700,000	7	6,720,000																																
県への償還金				13,702,000																																	

※ 地域就農支援アドバイザーとは、熊本県地域就農支援アドバイザー設置要領に基づき、地域において就農相談等の支援活動を行う者。



## IV 熊本県農業公園管理運営等事業に関する事業計画書

### 1 方針

農業公園の管理及び運営については、熊本県と締結した「熊本県農業公園の管理運営に関する協定書」に基づき行います。

利用者の安全確保を第一にしながら、農業公園の設置理念である「県民の農業理解の場の創出」、「自然・緑に親しむ憩いの場の提供」、「農業情報発信基地の創出」の実現を図ることを基本とした活動と管理運営を行います。

熊本県の農業施策と連携し、特に農業生産者と消費者との共生・食育推進の場の創出を行い、県民に愛される公園としての管理運営を行います。

### 2 管理運営に当たっての基本的な達成目標

- (1) 利用者総数 473,000人（うち有料利用者数 74,000人、無料利用者数 399,000人）
- (2) 農業体験参加者数 8,500人（うち参加団体 110団体）
- (3) 食の体験参加者数 2,000人（うち参加団体 45団体）

### 3 事業内容

- (1) 公園の維持管理  
施設の維持管理、バラ園等植栽管理、清掃、ごみ等の収集・処理、施設の巡回、警備等。
- (2) 農業館・知識の森での情報展示等による農業情報の発信  
農業に関する情報や農機具の展示、フルーツ館・グリーンハウスでの植物等展示、新品種、新技術の紹介等。
- (3) 体験農園事業等の推進による農業の理解促進  
農業や食に対する農業理解のための「カントリーパーク食農塾」の実施。
  - ・ 植え付け、収穫体験
  - ・ 石窯、かまどによる食の体験
  - ・ くまもとふるさと食の名人による料理教室
  - ・ 野菜、花き等園芸教室の実施による農業理解の促進
- (4) 芝生広場等を活用した自主・誘致イベントの開催
  - 自主イベントの開催  
春秋のバラまつり、物産館うまかもんフェア、青空市場、クリスマスフェスタ、凧あげ大会等。
  - 誘致イベント  
農業フェア、JA植木まつり、合志市夏まつり、キッズサッカー大会等。
- (5) 使用許可及び利用料金（入園料・使用料）の徴収
- (6) 物産館での農産物等の展示販売
- (7) その他農業公園の管理運営に必要な事業

# 平成24年度収支予算書

- I 収支予算書（損益計算ベース）
- II 収支予算書（損益計算ベース）内訳表
- III 資金調達及び設備投資の見込みについて

# I 収支予算書（損益計算ベース）

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

（単位：千円）

科 目	24年度	23年度	増 減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	[ 11,144 ]	[ 12,329 ]	[ △ 1,185 ]	
基本財産受取利息	( 11,144 )	( 12,329 )	( △ 1,185 )	
強化基金受取利息	2,439	3,489	△ 1,050	
基本金受取利息	232	360	△ 128	
後継者基金受取利息	8,473	8,480	△ 7	
②特定資産運用益	[ 380 ]	[ 496 ]	[ △ 116 ]	
特定資産受取利息	( 380 )	( 496 )	( △ 116 )	
退職給付引当資産受取利息	380	496	△ 116	
③事業収益	[ 1,168,805 ]	[ 1,187,409 ]	[ △ 18,604 ]	
合理化事業収益	( 1,076,828 )	( 1,090,375 )	( △ 13,547 )	
用地売渡収益	1,071,000	1,078,890	△ 7,890	
小作料収益	256	133	123	
一時貸付小作料収益	714	484	230	
リース料収益	2,050	5,498	△ 3,448	
手数料収益	2,808	5,370	△ 2,562	
④農業公園管理運営事業収益	[ 30,957 ]	[ 33,492 ]	[ △ 2,535 ]	
入園料収入	20,369	24,189	△ 3,820	
使用料収入	10,588	9,303	1,285	
⑤物産館販売事業収益	[ 61,020 ]	[ 63,542 ]	[ △ 2,522 ]	
物産館販売事業収益	( 61,020 )	( 63,542 )	( △ 2,522 )	
商品売上高	6,490	7,042	△ 552	
店外販売売上	53,150	55,120	△ 1,970	
自動販売機売上	1,380	1,380	0	
⑥受取補助金等	[ 201,022 ]	[ 267,582 ]	[ △ 66,560 ]	
合理化事業費補助金	47,797	56,546	△ 8,749	
畜産基盤整備事業費補助金	136,132	193,943	△ 57,811	
就農支援センター事業補助金	17,093	17,093	0	
⑦受託事業収益	[ 170,719 ]	[ 246,262 ]	[ △ 75,543 ]	
畜産基盤整備事業受託収益	92,468	107,192	△ 14,724	
農業公園管理運営受託事業収益	62,000	65,000	△ 3,000	
農地活用サポーター設置事業受託収益	0	71,773	△ 71,773	
被災農家就業支援事業受託収益	13,954	0	13,954	
受託事業収益	2,297	2,297	0	
⑧雑収入	[ 113 ]	[ 190 ]	[ △ 77 ]	
受取利息	107	175	△ 68	
雑収入	6	15	△ 9	
経常収益計	1,552,183	1,714,268	△ 162,085	
(2) 経常費用				
役員報酬	4,976	5,290	△ 314	
給与手当	93,753	106,560	△ 12,807	
用地売渡原価	1,050,000	1,050,170	△ 170	
小作料原価	256	133	123	
リース事業費	2,011	7,758	△ 5,747	
工事費	206,000	272,306	△ 66,306	
支払利息	3,476	4,728	△ 1,252	
臨時雇賃金	2,936	45,814	△ 42,878	
退職給付費用	7,944	6,517	1,427	
福利厚生費	15,723	23,116	△ 7,393	
会議費	770	720	50	
旅費交通費	5,161	11,718	△ 6,557	
通信運搬費	4,420	5,915	△ 1,495	
減価償却費	445	524	△ 79	
消耗品費	9,928	6,818	3,110	
修繕費	6,280	6,285	△ 5	
印刷製本費	4,176	4,453	△ 277	
燃料費	931	1,038	△ 107	
光熱水道費	12,398	11,720	678	

科 目	24年度	23年度	増 減	備考
賃借料	8,051	8,052	△ 1	
保険料	957	928	29	
諸謝金	1,750	2,280	△ 530	
租税公課	10,140	21,920	△ 11,780	
支払負担金	973	20	953	
支払助成金	6,400	6,900	△ 500	
支払手数料	3,230	3,230	0	
委託費	31,648	21,857	9,791	
期首商品棚卸高	200	200	0	
商品購入費	50,175	50,688	△ 513	
雑費	12,299	7,339	4,960	
経常費用計	1,557,407	1,694,997	△ 137,590	
当期経常増減額	△ 5,224	19,271	△ 24,495	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 5,224	19,271	△ 24,495	
一般正味財産期首残高	166,603	169,912	△ 3,309	
一般正味財産期末残高	161,379	189,183	△ 27,804	
II 指定正味財産増減の部				
① 基本財産運用益	[ 11,933 ]	[ 12,077 ]	[ △ 144 ]	
基本財産受取利息	( 11,933 )	( 12,077 )	( △ 144 )	
強化基金受取利息	3,226	3,226	0	
基本金受取利息	234	371	△ 137	
後継者基金受取利息	8,473	8,480	△ 7	
② 一般正味財産への振替額	[ △ 11,933 ]	[ △ 12,077 ]	[ 144 ]	
一般正味財産への振替額	△ 11,933	△ 12,077	144	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	831,886	831,886	0	
指定正味財産期末残高	831,886	831,886	0	
III 正味財産期末残高	993,265	1,021,069	△ 27,804	

(注) 1 平成23年度は当初予算である。

2 平成24年度の一般正味財産期首残高は平成24年3月時点での見込額である。

**Ⅱ 収支予算書(損益計算ベース)内訳表**  
平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	合計
	農地保有合理化事業	畜産基盤整備事業	新規就農支援事業	小計	公園管理事業	受託事業	小計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	2,439	0	6,778	9,217	0	0	0	1,927	11,144
基本財産受取利息	2,439	0	6,778	9,217	0	0	0	1,927	11,144
強化基金受取利息	2,439	0	0	2,439	0	0	0	0	2,439
基本基金受取利息	0	0	0	0	0	0	0	232	232
後継者基金受取利息	0	0	6,778	6,778	0	0	0	1,695	8,473
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	380	380
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	380	380
退職給付引当資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	380	380
事業収益	1,076,828	0	0	1,076,828	91,977	0	91,977	0	1,168,805
合理化事業収益	1,076,828	0	0	1,076,828	0	0	0	0	1,076,828
用地等売渡収益	1,071,000	0	0	1,071,000	0	0	0	0	1,071,000
小作料収益	256	0	0	256	0	0	0	0	256
一時貸付小作料収益	714	0	0	714	0	0	0	0	714
リース料収益	2,050	0	0	2,050	0	0	0	0	2,050
手数料収益	2,808	0	0	2,808	0	0	0	0	2,808
公園管理事業収益	0	0	0	0	30,957	0	30,957	0	30,957
入園料収益	0	0	0	0	20,369	0	20,369	0	20,369
使用料収益	0	0	0	0	10,588	0	10,588	0	10,588
物産館事業収益	0	0	0	0	61,020	0	61,020	0	61,020
商品売上高	0	0	0	0	6,490	0	6,490	0	6,490
店外販売売上	0	0	0	0	53,150	0	53,150	0	53,150
自動販売機売上	0	0	0	0	1,380	0	1,380	0	1,380
受取補助金等	44,626	136,132	17,093	197,851	0	0	0	3,171	201,022
合理化事業費補助金	44,626	0	0	44,626	0	0	0	3,171	47,797
畜産基盤整備事業費補助金	0	136,132	0	136,132	0	0	0	0	136,132
就農支援センター事業補助金	0	0	17,093	17,093	0	0	0	0	17,093
受託事業収益	2,297	92,468	0	94,765	62,000	13,954	75,954	0	170,719
畜産基盤整備事業受託収益	0	92,468	0	92,468	0	0	0	0	92,468
農業公園管理運営受託事業収益	0	0	0	0	62,000	0	62,000	0	62,000
被災農家就業支援事業受託収益	0	0	0	0	0	13,954	13,954	0	13,954
受託事業収益	2,297	0	0	2,297	0	0	0	0	2,297
雑収益	24	0	17	41	60	0	60	12	113
受取利息	24	0	17	41	60	0	60	6	107
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	6	6
<b>経常収益計</b>	<b>1,126,214</b>	<b>228,600</b>	<b>23,888</b>	<b>1,378,702</b>	<b>154,037</b>	<b>13,954</b>	<b>167,991</b>	<b>5,490</b>	<b>1,552,183</b>
(2) 経常費用									
役員報酬	812	377	238	1,427	0	0	0	3,549	4,976
給与手当	33,227	11,808	9,020	54,055	35,888	174	36,062	3,636	93,753
用地売渡原価	1,050,000	0	0	1,050,000	0	0	0	0	1,050,000
小作料原価	256	0	0	256	0	0	0	0	256
リース事業費	2,011	0	0	2,011	0	0	0	0	2,011
工事費	0	206,000	0	206,000	0	0	0	0	206,000
支払利息	2,176	1,300	0	3,476	0	0	0	0	3,476
臨時雇賃金	1,382	0	1,154	2,536	400	0	400	0	2,936
退職給付費用	3,625	1,812	0	5,437	2,027	0	2,027	480	7,944
福利厚生費	5,782	1,860	1,730	9,372	5,001	29	5,030	1,321	15,723
会議費	394	0	226	620	0	0	0	150	770
旅費交通費	2,867	450	1,145	4,462	360	284	644	55	5,161
通信運搬費	2,762	500	387	3,649	610	90	700	71	4,420
減価償却費	380	0	0	380	65	0	65	0	445
消耗品費	1,350	486	331	2,167	7,550	171	7,721	40	9,928

修繕費	100	100	0	200	6,080	0	6,080	0	6,280
印刷製本費	2,591	202	228	3,021	1,100	0	1,100	55	4,176
燃料費	150	300	0	450	456	0	456	25	931
光熱水料費	261	61	126	448	11,904	2	11,906	44	12,398
賃借料	2,278	2,683	489	5,450	2,409	4	2,413	188	8,051
保険料	0	99	20	119	838	0	838	0	957
諸謝金	0		1,530	1,530	220	0	220	0	1,750
租税公課	6,000	491	35	6,526	2,818	665	3,483	131	10,140
支払負担金	607	0	0	607	0	0	0	366	973
支払助成金	900	0	5,500	6,400	0	0	0	0	6,400
支払手数料	0	0	0	0	3,230	0	3,230	0	3,230
委託費	2,889	0	1,300	4,189	13,984	12,535	26,519	940	31,648
期首商品棚卸高	0	0	0	0	200	0	200	0	200
商品購入費	0	0	0	0	50,175	0	50,175	0	50,175
雑費	3,460	71	412	3,943	8,306	0	8,306	50	12,299
<b>経常費用計</b>	<b>1,126,260</b>	<b>228,600</b>	<b>23,871</b>	<b>1,378,731</b>	<b>153,621</b>	<b>13,954</b>	<b>167,575</b>	<b>11,101</b>	<b>1,557,407</b>
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 46	0	17	△ 29	416	0	416	△ 5,611	△ 5,224
基本財産評価損益等				0			0		0
特定資産評価損益等				0			0		0
投資有価証券評価損益等				0			0		0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 46	0	17	△ 29	416	0	416	△ 5,611	△ 5,224
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 46	0	17	△ 29	416	0	416	△ 5,611	△ 5,224
一般正味財産期首残高	△ 810	199	7,102	6,491	19,915	0	19,915	140,197	166,603
一般正味財産期末残高	△ 856	199	7,119	6,462	20,331	0	20,331	134,586	161,379
II 指定正味財産増減の部									
基本財産受取利息	3,226	0	6,778	10,004	0	0	0	1,929	11,933
強化基金受取利息	3,226	0	0	3,226	0	0	0	0	3,226
基本金受取利息	0	0	0	0	0	0	0	234	234
後継者基金受取利息	0	0	6,778	6,778	0	0	0	1,695	8,473
一般正味財産への振替額	△ 3,226	0	△ 6,778	△ 10,004	0	0	0	△ 1,929	△ 11,933
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	299,000	0	402,673	701,673	0	0	0	130,213	831,886
指定正味財産期末残高	299,000	0	402,673	701,673	0	0	0	130,213	831,886
III 正味財産期末残高	298,144	199	409,792	708,135	20,331	0	20,331	264,799	993,265

### Ⅲ 資金調達及び設備投資の見込みについて

#### (1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入の予定		<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
事業番号	借入先	金額	用途
公1	菊池地域農業協同組合	100,000,000円	農地保有合理化事業に係る農地買入資金支払いのための借入
公1	全国農地保有合理化協会	1,200,000,000円	農地保有合理化促進事業に係る農地買入資金及び農作業受託促進事業の貸付金の支払いのための借入
公1	菊池地域農業協同組合	227,300,000円	畜産基盤整備事業に係る工事費及び事務費等の支払いのための借入

#### (2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

借入の予定		<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の予定額	資金調達方法又は取得資金の用途

# 公開資料

- 1 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
- 2 一定の規程類（情報公開規程、個人情報保護規程、  
基金管理規程）
- 3 議事録（第1回理事会）



# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本県農業公社の定款第13条及び第27条並びに関係法令の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、別表のとおり、年額550万円までの範囲内で、月額及び期末手当を支給することができる。
- 3 非常勤役員には、理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 5 この法人の役員及び評議員には、退職手当を支給しない。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の月額及び期末手当は、理事会の承認を得て決定する。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表のとおりとする。
- 3 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内において、別表のとおりとする。

## (報酬等の支給日)

第5条 常勤役員への報酬等は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月21日に支払うものとする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。期末手当は6月及び12月に支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員には、理事会又は評議員会の出席等、必要の都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって必要とした費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人熊本県農業公社の設立の登記の日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。

別表

区分	勤務形態	報酬等の額
役員	常勤	年額 550 万円の範囲内で、月額及び期末手当
	非常勤	理事会等への出席の都度 日額 10,500 円
評議員	非常勤	評議員会等への出席の都度 日額 10,500 円

# 公益財団法人熊本県農業公社情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本県農業公社（以下「公社」という。）が「熊本県出資団体等の情報公開の推進に関する指導基準」に定めるところによる情報公開に関する事項を規定する。

(管理)

第2条 公社の情報公開に関する事務は、公社の総務課が統括管理する。

(公開の対象とする資料及び備え置き)

第3条 公社の公開する資料(以下「公開資料」という。)は次の各号に掲げるものとし、公開資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
- (6) 各事業年度に係る計算書類
- (7) 事業報告
- (8) これらの附属明細書
- (9) 監査報告
- (10) 財産目録
- (11) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) 一定の規程類
- (14) 決議省略の同意書（評議員会）
- (15) 議事録（評議員会）
- (16) 決議省略の同意書（理事会）
- (17) 議事録（理事会）

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 公開資料の閲覧場所は公社の事務所内とする。

2 閲覧の日は、公社の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧方法等)

第5条 公開資料の閲覧を希望する者から第3条に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受ける。
- (2) 総務課受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載する。

2 公開資料を汚損、又は破棄させるおそれがあるときは、閲覧を中止させるものとする。

3 写しの交付

- (1) 乾式複写機を利用するものとし、サイズはA3版以内とする。
- (2) 写しの作成に要する費用の額は、複写物1枚につき30円とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、公社の情報公開に必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成11年7月29日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月3日から施行する。

# 公益財団法人熊本県農業公社個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（以下「法律」という。）をはじめ、個人情報の保護に関する諸法令および農林水産省等主務大臣の策定する指針に基づき、公益財団法人熊本県農業公社（以下「公社」という。）における個人情報の取り扱いの基本事項を定めたもので、個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、法律にもとづき、次の各号に定めるところとする。

1. 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。
2. 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### (適用の対象)

第3条 この規程は、公社の役員および職員に対して適用する。この場合の「職員」とは、当公社の職員、嘱託職員および契約職員その他特別な業務に従事する者等をいう。

### (適用する個人情報の範囲)

第4条 この規程は、事業活動において取り扱う個人情報に適用する。

## 第2章 個人情報の取得

### (取得の原則)

第5条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度において行うものとする。

2 取得にあたっては、適法かつ公正な方法により行うものとする。

### (新たに取得する場合の手続)

第6条 新たに個人情報を取得する場合は、あらかじめ個人情報保護管理者に利用目的および実施方法を届け出て、承認を得るものとする。

### (本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、法律に定める例外を除いて、あらかじめ本人に利用目的を明示するものとする。

(本人以外から間接的に個人情報を取得した場合の措置)

第8条 本人以外から間接的に個人情報を取得した場合（公刊された名簿や電話帳など公開情報から取得した場合を含む。）は、法律に定める例外を除き、すみやかにその利用目的を通知または公表するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

1. 個人情報の提供について本人から同意を得ている者から取得する場合
2. 個人情報の取り扱いを委託される場合

### 第3章 個人情報の利用

(利用の原則)

第9条 個人情報は、原則として利用目的の範囲内で、業務を遂行する上で必要な限りにおいて利用できるものとする。

(利用目的に関する制限)

第10条 特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、法律に定める例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

- 2 前項にもとづき、本人に同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

第11条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

- 2 前項にもとづく個人情報を第三者との間で共同利用する場合の共同利用は、法律に定められた必要な措置を講じた後に行うものとする。

(個人情報の取り扱いの委託)

第12条 個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

- 2 前項にもとづき、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合は、この規程の趣旨に従い、委託先に対して個人情報の適正な保護を図るものとする。

### 第4章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

第13条 個人情報は、法律に定める例外を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供してはならない。

2 前項にもとづき、個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

## 第5章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

第14条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第15条 個人情報保護管理者は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等に対して、必要な安全管理対策を講じるものとする。

## 第6章 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

(本人からの要請に対する対応)

第16条 本人から、当該本人が識別される個人情報に関して、その利用目的の通知、個人情報の開示、訂正または利用の停止、消去および第三者提供の停止を求められた場合は、合理的な期間のうちに法律の定めに従って必要な対応措置をとり、その旨を本人に通知するものとする。

2 前項にもとづく対応措置が本人の求めるところと異なる場合は、本人にその旨を通知する際には当該理由の説明に努めるものとする。

3 本人から、第1項に掲げる内容の求めがあった場合は、個人情報保護管理者に本人から求められた内容を報告するとともに、その対応措置について承認を得たうえで実施するものとする。

## 第7章 組織および体制

(個人情報保護管理者)

第17条 理事長は、職制による職員のうちから個人情報保護管理者を一名任命し、当社内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、この規程および個人情報の保護に関する諸法令の定めるところにもとづき、個人情報保護に関する管理体制および内部規程の整備、安全管理対策等の施策の立案とその実施について指揮・監督に当たる。

(相談窓口)

第18条 この規程にもとづく個人情報の保護管理に関する実務および苦情、相談窓口の担当部署を定めるものとする。

## 第8章 雑 則

(罰 則)

第19条 この規程に違反した職員に対しては、就業規程にもとづき懲戒に処することがある。

(運用細則)

第20条 この規程の運用のために必要な細則等は別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月3日から施行する。



## 基金管理規程

### (目的)

第1条 公益財団法人熊本県農業公社（以下「この法人」という。）の財産のうち、各種基金の維持・管理に必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程が適用される基金は、次に掲げるものとする。

- 一 農地保有合理化促進事業強化基金
- 二 農業後継者育成基金

### (管理責任者)

第3条 この法人の基金の管理責任者は、理事長とする。

### (維持管理)

第4条 基金は、良好な状態において管理し、毎年、台帳と照合するものとする。

- 2 現金については、銀行、郵便局又は確実な金融機関への預け入れをし、保管するものとする。ただし必要によっては、国債、県債その他確実な有価証券に換えて保管することができる。

### (運用益の用途制限)

第5条 農地保有合理化促進事業強化基金から生じる運用益は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための経費に充当する。

- 2 農業後継者育成基金から生じる運用益は、5分の4を就農・就業の支援及び青年農業者等の育成支援を図るための経費に充当し、5分の1を管理費に充当する。

### (改廃)


第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### (細則)

第7条 この規程の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。

### 附則

この規程は、公益財団法人熊本県農業公社の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。



# 第 1 回 理 事 会 議 事 録

平成24年4月3日

公益財団法人 熊本県農業公社

## 公益財団法人熊本県農業公社 第1回理事会議事録

- 1 開催日時 平成24年4月3日(火) 10時00分~11時15分
- 2 開催場所 熊本県庁本館1階 101会議室  
(熊本市中央区水前寺6丁目18番1号)
- 3 理事総数及び出席理事数

理事総数 7名

出席理事数 7名

(本人出席) 三島和隆  
// 船越宏樹  
// 田中純二  
// 柿塚一  
// 森枝敏郎  
// 加納義英  
// 高濱頼光  
(監事出席) 松本和久

定款第33条の規定により理事会成立。

### 4 会議の概要

- (1) 定足数の確認
- (2) 理事長あいさつ
- (3) 公社の概要説明
- (4) 議案の審議状況及び審議結果等

定款第32条の規定により三島理事長が議長となる。

定款第34条第2項の規定により理事長及び監事が議事録署名人となる。

第1号議案 平成24年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについて

出席理事全員、賛成

第2号議案 平成24年度農地保有合理化事業資金の借入最高限度額について

出席理事全員、賛成

第3号議案 事務局長の選任について

出席理事全員、賛成

#### 第4号議案 諸規定の一部改正について

出席理事全員、賛成

#### 第5号議案

理事長に対する委任事項について

次回理事会で再審議

### 5 議事の内容

司 会 　　ただ今から、公益財団法人熊本県農業公社の第1回理事会を開催させていただきます。

本理事会は、一般法人法94条2項の規定により、理事及び監事の全員の同意を得て、招集手続を省略して開催されたものであります。

理事会の成立要件であります理事の出席状況について、御報告いたします。

理事の総数7名に対し、本人の出席7名で定款第33条に規定します過半数に達しておりますので、本日の理事会が成立することを御報告いたします。

平成24年4月1日付けをもちまして、公益法人への移行登記を行い、新たな名称を公益財団法人熊本県農業公社といたしました。

移行後、最初の事業年度の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備等の見込みは、認定法第21条第1項、認定規則第27条の規定に基づき、移行の登記をした後遅滞なく作成し、定款で理事会の承認を受けることになっております。

このため、年度初めのお忙しい時期ではございますが日程調整をさせていただきました。

第1回目の理事会であるため、最初の理事・監事さんのご紹介をさせていただきます。

理事長は、前法人からの重任していただいている三島理事長です。次に熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課長の船越理事です。熊本県農林水産部経営局担い手、企業参入支援課長の田中理事です。

次に熊本県市長会事務局長の柿塚理事です。熊本県町村会事務

局長森枝理事です。熊本県土地改良事業団体連合会常務理事の加納理事です。

熊本県農協中央会営農生活センター所長の高濱理事です。

次に監事さんですが、公認会計士の松本監事です。本日欠席されておりますが全国共済連熊本県本部長の古閑監事です。以上ご紹介申し上げます。

それでは、開会に当たりまして理事長に御挨拶をお願いします。

理 事 長

公益財団法人の最初の理事会を開催しましたところ、理事及び監事の皆様には、年度初めのご多忙のなかご出席をいただき有り難うございます。

農業公社は4月1日に公益財団法人に移行し、皆様方には今後公社の運営にお力添えをいただきますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

農業公社は、公益事業として、農地の売買などを通じて担い手農家への農地集積を図る農地保有合理化等事業、畜産農家の経営安定と規模拡大のための畜産基盤整備事業、農業を始めたい人への相談活動、新規就農者支援や農業法人への就職紹介といった新規就農支援等事業3つの業務を行うこととしております。

また、収益事業として、農業の理解促進等のための熊本県農業公園の指定管理者としての管理や東日本大震災に伴う被災者支援の県からの受委託事業を実施することと致しております。

特に、近年、農業担い手の高齢化、減少が深刻化し、農地の荒廃も目立つ中で、担い手確保と担い手の経営規模拡大が大きな課題となっております。国、県もこれらの対策のため「人・農地プラン」の策定など新たな施策が打ち出されているところです。

公社が担当させていただいている新規就農相談や就農・就業の支援など「人」の対策と、経営規模拡大のための農地集積など「土地」の対策にしっかりとその役割を果たしていなければならないと考えております。

本日は、平成24年度の事業計画及び収支予算などを議案として提案いたしております。

よろしくご審議をお願い申し上げます、挨拶と致します。

司 会

議事に入ります前に本日の理事会は、公益法人移行後の始めて

の理事会でありますので、新たな公益財団法人熊本県農業公社の概要等について説明します。

事務局 別添「公益財団法人 熊本県農業公社の概要」にもとづき説明

司 会 これから議事に入りますが、定款第32条の規定に基づき、理事会の議長は理事長がこれにあたることになっておりますので理事長に議長をお願いします。

議 長 それでは、私が議長を勤めさせていただきます。  
お手元にお配りしてあります理事会次第に従い、議事を進めてまいります。

議事録には定款第34条第2項の規定により、出席した理事長及び監事は、議事録に記名押印するとなっております。

ただ今から議事に入ります。

第1号議案平成24年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み（案）について、第2号議案平成24年度農地保有合理化事業資金等の借入最高限度額（案）については、関連がありますので、一括審議したいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、第1号議案、第2号議案について、事務局から説明願います。

事務局 第1号議案平成24年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込案について、説明いたします。  
議案書の2ページをお開きください。平成24年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込について、公益法人認定法21条、公益法人認定法施行規則第27条及び定款第7条の規定に基づき承認を求めます。

次の3ページ、事業は大きく5つございますが、まず、農地保有合理化事業について説明いたします。次の4ページ、方針でございますが、担い手不足の深刻化や高齢化といった状況の中、国は、昨年10月に、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を決定し、農地集積や新規就農に集中的に取り組むとされています。また、熊本県では、熊本県食料・農業・農村計画において、担い手への農地集積を進めるとされております。

す。

さらに、国は新たな事業を本年度から開始されます。当社は、これらを踏まえ、農地の中間保有・再配分を通じて、担い手への農地集積に取り組みます。また、農地利用集積円滑化団体との連携を取って進めて参ります。

事業内容でございますが、農地保有合理化事業とは、離農又は経営規模を縮小する農家の農地を公社が買入又は借入、規模の拡大を図る意欲的な農家に農地を売り渡す又は貸し付ける事業のことでございます。売買事業を中心に実施しております。他には、土地利用型の担い手に対して、農作業受託料金の無利子融資などを行います。3の農地売買等事業につきましては、国の補助事業として農地取得者が認定農業者等で団地化要件等をクリアした「担い手支援タイプの事業」と、要件に達しない「一般事業」の2つの事業があります。

(1)の総括表を見ていただきますと、買入が330件の100ha、金額で12億円、前年度と比べて1億5千万の減といたしております。これは、前年度の買入において、農地の単価が下落していることを考慮しました。売り渡しについては、件数、面積は増えますが、金額はほぼ同じです。一般事業の貸借につきましては、新農業人仮独立就農支援事業関連で前年度より増える計画です。これは、近年、新規就農希望者が増えていることを考慮しました。

次に、4農作業受委託促進事業は、事業内容の(2)の部分でございますが、金額といたしまして、前年度同額の1億円を計画しております。

次に6ページ、畜産公共事業について説明いたします。

平成23年度に計画樹立されました熊本南部地区について、本年度から草地造成改良や施設整備を実施します。熊本南部地区は、八代市、小川町、球磨村の3市町村です。水田を利用した自給飼料の基盤づくりを行って参ります。本年度は、2の(2)の表のとおり、約2億3千万の事業費で計画しています。

次に8ページをお開きください。

新規就農支援事業につきまして説明いたします。毎年度就農相談件数が増加している中、当社は、法令に基づき、県から青年農業者等育成センターとして指定を受け、その役割を果たしております。さらに、熊本県農業会議と連携し、熊本県新規就農センターの窓口でございます。また、農業後継者育成基金、約5億円の運用益事業として県内の農業者クラブなどへの活動に対して助成を行います。

助成の内容は、2事業計画の1基金運用益事業で内容を掲げております。2新規就農支援センター機能強化事業は、県からの補助事業でございます。就農相談活動、地域における就農相談活動、県内外において、就農・就業相談会を実施しています。就農者に対して、研修や準備資金として無利子の貸し付け支援を行っていますが、本年度は、131件の回収、新たな貸し付けを7件計画しています。

次に、10ページ、熊本県農業公園管理運営等事業についてでございます。管理運営につきましては、先月、熊本県と締結しました「管理運営に関する協定書」に基づいて行います。利用者の安全確保を第一に、農業公園の設置理念であります「県民の農業理解の場の創出」、「自然・緑に親しむ憩いの場の提供」、「農業情報発信基地の創出」の実現を図ることを基本とした活動と管理を行います。県の農業施策と連携し、特に生産者と消費者との共生、食育活動に取り組みます。

本年度の目標を利用者総数で473,000人、うち有料利用者数74,000人、農業体験参加者数8,500人といたしております。事業内容では、公園の施設やバラの維持管理、農業館・知識の森において、農業に関する情報や農機具の展示による農業情報の発信、体験農園、石釜のピザ焼き、かまどによる食の体験などカントリーパーク食農塾の実施、芝生広場を活用した自主イベントとして、春秋のバラまつり、物産館うまかもんフェアなど、誘致イベントとして農業フェア、JA植木まつりなどを実施する予定です。

次の11ページ、他団体からの委託事業につきましては、県からの委託事業として、東日本大震災被災農家就業支援事業がございました。前年度からの継続事業です。東日本大震災により被災した農家の避難、移住を支援するため、県内の農業法人等に被災農家を臨時的に雇用し、被災農家を支援する事業です。現在、2名の受け入れを実施中でありまして、新たに3名の受け入れができるという計画です。被災農業者へは月額15万円の給与を支払います。

続いて、12ページ、損益計算ベースの収支予算書をお開き願います。時計文字Ⅰ、一般正味財産増減の部 (1)経常収益は、基本財産の運用益、農地保有合理化事業の収入、農業公園の入園料、物産館の販売額、県からの事業補助金、受託収益を合わせまして、15億5200万余、(2)経常費用は合わせまして、15億5700万余で、経常増減額はマイナス522万4千円となっています。一般正味財産期首残高は1億6600万余、一般正味財産期末残高は1億6百100万といたしております。指定正味財産は動かず、8億3100万余でございます。



## 別冊で説明

第2号議案、平成24年度農地保有合理化事業資金の借入最高限度額案について、説明いたします。これは、農地保有合理化事業で農地の買い入れ等に必要とする資金の長期借入金でございます。次の18ページ別紙1をごらんください。菊池農業協同組合と全国農地保有合理化協会から、合計13億を最高限度額として借入を行うものであります。これで、第1号議案及び第2号議案の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

議長 　　ただ今の第1号議案及び第2号議案の説明に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。

森枝理事 　　TPPをからめ県内の農地の集積状況など伺いたい。

事務局 　　平成21年度に農地法等の関連法案の改正があり、円滑化事業が立ち上がり、市町村が基本構想を作成し、円滑化事業を行う団体がその中で位置づけされた。

熊本県の場合、売買は合理化事業として当公社、貸借は地域の情報を把握されている円滑化団体（各地域の農協）が業務を行っている。

議長 　　公社は農地集積等の一部を担っているため、全体的な農地の状況であれば県からの説明をお願いします。

県 　　農地の集積状況についてですが、農地の権利移動については売買による所有権の移転、貸借による農地の利用権設定が行われております。

また、新たな所有権の移転または新たな利用権設定をした面積を流動化面積として取り扱っておりますが、近年としまして平成18年頃には1年間で2,100haほど増えております。

その理由としては水田経営所得安定対策が施行され、大きな動きとなった。

その後は少しずつ減ってはきておりましたが、近年では1,200ha程度の権利設定となっております。

平成22年現在、農地の総面積11万7千haぐらいございますが、そのうちの6万1千ha弱、52%の土地が、認定農業者と農家の方の集団で、まとまった農地を管理する地域営農組織に集積されております。

加納理事 　　他団体からの委託事業についてですが、5名の方を被災地から

受け入れているということですが、出身地などを教えてください。

事務局

現在雇用されている方が2名で、1人は被災証明を持っておられ、茨城、福島から来られております。

今後の3名につきましては、岩手、宮城、福島の範囲で考えております。

柿塚理事

農地保有合理化事業に関する事業計画書の事業内容で、農作業受託に係る受託料金を無利子で融資するとありますが、具体的には、どのような内容でしょうか

事務局

本日お手元にお配りしております、資料に農作業を受託するとまとまった資金が借りられますと記載されておりますが、まとまった農地について農作業を請け負われる農家に対し、耕起、稲刈りなど、3種以上の作業に係る費用を、3年以上5年以下を条件に一括して無利子で融資を行う事業であり、運転資金として活用してもらうなど、農家支援の一環として取り組んでおります。

高濱理事

理事会議案の資料の収支予算書は、参考資料の平成24年度収支予算参考資料の事業別収支予算を合算したものと考えて良いのでしょうか。

事務局

その通りでございます。

高濱理事

農地保有合理化事業資金の借入最高限度額についてとありますが、畜産基盤についても菊池地域農業協同組合からの借入予定が計画されておりますが、こちらについてはこの中に入れておく必要はないのでしょうか。

事務局

借入については、長期と短期がありまして、長期については、理事会にお諮りしますが、畜産事業の場合は短期であるため、お諮りしておりません。

高濱理事

わかりました。

議長

他に御質問はございませんか。

御質問が無いようでございますので、質疑を終了いたします。これより第1号議案を採決いたします。

第1号議案平成24年度事業計画書、収支予算書、資金調達

及び設備投資の見込み（案）について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認めます。  
よって、第1号議案は、原案のとおり承認することといたします。

次に、第2号議案を採決いたします。  
第2号議案平成24年度農地保有合理化事業資金等の借入最高限度額(案)の承認について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認めます。  
よって、第2号議案は、原案のとおり承認することといたします。

議長 次に第3号議案 事務局長の選任について、事務局から説明願います。

（事務局長一時退席）

事務局 第3号議案、事務局長の選任について、説明いたします。  
定款第39条第3項の規定で、事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免するとなっております。次の20ページをごらんください。平成23年3月31付けで熊本県と取り交わしました派遣職員に関する取り決め書におきまして、県から事務局長として派遣されておりますので、平成24年度につきましても継続してお願いいたします。以上でございます。

議長 ただ今の説明に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。

御質問が無いようでございますので、質疑を終了いたします。  
これより第3号議案を採決いたします。

第3号議案 事務局長の選任について、原案のとおり承認するこ

とに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

議 長 異議なしと認めます。  
よって、第3号議案は、原案のとおり承認することといたします。

議 長 それでは次に、第4号議案「諸規程の一部改正」について、事務局から説明願います。

事 務 局 第4号議案、諸規程の一部改正について、説明いたします。  
会社の名称が変わりますので、これに伴う改正です。当社の規程等は21ほどございますが、重要な規程である業務方法書、定款で理事会決議としている個人情報保護規程及び情報公開規程の3つの改正です。次の22ページから23ページのとおり、公益を加えることと、情報公開規程では、第3条の公開する資料が法令で定められていますので、変更しております。以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。

議 長 御質問が無いようでございますので、質疑を終了いたします。  
これより第4号議案を採決いたします。

第4号議案「諸規程の一部改正」について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

議 長 異議なしと認めます。  
よって、第4号議案は、原案のとおり承認することといたします。

議 長 それでは次に、第5号議案 理事長に対する委任事項について、事務局から説明願います。

事 務 局 第5号議案、理事長に対する委任事項について、説明いたします。  
委任事項といたしまして、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類にかかる軽微な変更は理

事長にご一任いただくことをお願いいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 　　ただ今の説明に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。

松本監事 　　委任事項の軽微な変更とは、何ををもって軽微とするのか、判断基準があれば教えていただきたい。

事 務 局 　　細かく明記したものはございません。

松本監事 　　無いのであればもっと明確にされた方が良いのではないかと思います。

議 長 　　たとえば誤字脱字を軽微として取り扱うのかどうかなど、どこまでを軽微と判断するのかだと思います。

松本監事 　　金額に係る場合もあるので、金額に応じて理事会に諮る必要がある場合、無い場合に分ける必要があるのではないのか。

事 務 局 　　他の公社などを調査し、再度ご報告させていただくということで良いでしょうか。

議 長 　　第5号議案についてはどの様に取り扱いましょうか。

それでは、次回の理事会までにご指摘のあった点については取りまとめを行い、再度お諮りするというところでよろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

議 長 　　これより第5号議案を採決いたします。

第5号議案「理事長に対する委任事項」について、次回の理事会に再度お諮りするということで承認していただいでよろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

議 長 　　異議なしと認めます。

議 長 次に、「その他」でございますが、事務局から何かありませんか。

事 務 局 一点だけ理事、監事さんをお願いを申しあげます。  
当会社では、新規就農支援センターで厚生労働大臣認可の無料職業紹介所を開設いたしております。  
今回の公益法人移行に伴い、変更届を熊本労働局に提出しなければなりません。  
添付書類として、新しく就任された理事、監事さんの住民票及び履歴書が必要となります。  
大変お忙しいところ、誠に恐縮ですが住民票を取っていただき、用意いたしました返信用封筒でご返送願います。  
履歴書は、就任承諾書と一緒に頂いておりますので必要ありません。  
発行される領収書を同封ください。よろしく願います。

議 長 本日予定いたしておりました議案の審議を終了いたしました。その他、各理事さん、監事さんから何か御意見等ございましたら出していただきたいと思いますが、何かございますか。

( 意 見 な し )

議 長 別に御意見等も無いようでございますので、これを持ちまして理事会を終了させていただきます。  
皆様方のご協力により、スムーズに議事を進めることが出来、有り難うございました。  
平成23年度中には会社におきましては、農業公園の指定管理者取得、公益法人への移行などが完了しましたが、理事及び監事の皆様方には、今後とも会社の事業の適切な運営について、ご指導いただきますようお願いし、議長の席を降りさせていただきます。

司 会 ありがとうございました。  
理事及び監事の皆様には、お忙しい中ご出席いただき有り難うございました。  
これをもちまして、第1回理事会を閉会いたします。  
大変お忙しい中、誠にありがとうございました。

平成24年4月3日

議事録署名

三 島 和 隆



議事録署名

松 本 和 久

